

## 2 自動販売機により販売される商品の品質等表示実施要領

### 1 表示すべき商品

#### (1) 弁当類

##### ① 適用範囲

弁当・カレーライス・ハヤシライス・炒飯・ピラフ等で、米飯を主材料にしたもので直ちに食用に供されるもの。

##### ② 主な原材料名

ア 商品に占める重量の割合の多いものから順に表示すること。

〔例〕幕の内弁当—精米、卵焼、豚肉、鮭等

鳥めし弁当—精米、鶏肉、ごぼう等

イ 商品は具体的な名称で表示すること。

〔例〕カレーライス・ハヤシライス・ピラフ・幕の内弁当・鳥めし弁当

ウ 商品の表示は次によること。

・写真（カラー写真に限る。）による表示。

なお、季節によって中身が変わる場合にはその旨を表示すること。

・現物見本による表示。

エ 表示の省略

自動販売機の外側から弁当類の中身が見える又は包装に付された主な原材料名の表示が容易に識別できる自動販売機により供給される弁当類については、その表示を省略することができる。

##### ③ 内容量

ア グラムの単位で単位を明記して表示すること。

〔例〕〇〇g、〇〇g、〇〇グラム

イ 表示の省略

自動販売機の外側から当該弁当類の中身が見える又は包装に付された内容量の表示が容易に識別できる自動販売機により供給される弁当類にあつては、その表示を省略することができる。

##### ④ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）

消費期限とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると認められる期限をいう。

賞味期限（品質保持期限）とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。

ア 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）は、次のいずれかに準じて表示すること。

〔例〕消費期限又は賞味期限（品質保持期限）平成 14 年〇月〇日

消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 14. 〇. 〇

消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 2002. 〇. 〇

消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 02. 〇. 〇

イ 消費期限に加えて日時を表示する場合は、次に準じて表示すること。

〔例〕消費期限〇月〇日〇時

ウ 表示の省略

自動販売機の外側から当該弁当類の包装に付された消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示が容易に識別できる自動販売機により供給される弁当類にあつては、その表示を省略することができる。

⑤ 表示箇所

表示すべき事項は、自動販売機正面の見やすい箇所に、地色と対照的な色で表示すること。

この場合において、特定の人が利用する企業、学校等の厚生施設に設置された自動販売機により供給される弁当類にあつては、その表示を省略することができる。

(2) めん類

① 適用範囲

うどん・そば・中華そば・やきそば・スパゲティ等で自動販売機の中で加温され直ちに食用に供されるもの。

② 主な原材料名

ア 商品に占める重量の割合の多いものから順に表示すること。

〔例〕きつねうどん —— ゆでめん・油あげ等

チャーシューメン —— ゆでめん・焼き豚等

イ 商品名は具体的な名称で表示すること。

〔例〕きつねうどん・たぬきうどん・スパゲティ（ナポリタン）・チャーシューメン・ワンタンメン等

ウ 商品の表示

- ・写真（カラー写真に限る。）による表示。
- ・現物見本による表示。

エ 表示の省略

自動販売機の外側から当該めん類の中身が見える又は包装に付された主な原材料名の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるめん類にあつては、その表示を省略することができる。

③ 内容量

ア めんのみの重量をグラムの単位で単位を明記して表示すること。

〔例〕めん〇〇g、めん〇〇g、めん〇〇グラム

イ 表示の省略

自動販売機の外側から当該めん類の中身が見える又は包装に付された内容量の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるめん類にあつては、その表示を省略することができる。

④ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）

消費期限とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると認められる期限をいう。

賞味期限（品質保持期限）とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。

ア 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）は、次のいずれかに準じて表示すること。

〔例〕消費期限又は賞味期限（品質保持期限）平成 14 年〇月〇日

消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 14. 〇. 〇

消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 2002. 〇. 〇

消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 02. 〇. 〇

イ 表示の省略

自動販売機の外側から当該めん類の包装に付された消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示が用意に識別できる自動販売機により供給されるめん類にあつては、その表示を省略することができる。

⑤ 表示箇所

表示すべき事項は、自動販売機正面の見やすい箇所に、地色と対照的な色で表示すること。

この場合において、特定の人が利用する企業、学校等の厚生施設に設置された自動販売機により供給されるめん類にあつては、その表示を省略することができる。

### (3) ハンバーガー

① 適用範囲

ハンバーガー・チーズバーガー等で直ちに食用に供されるもの。

② 主な原材料名

ア 商品に占める重量の割合の多いものから順に表示すること。

〔例〕パン・牛肉・豚肉・野菜等

イ 商品の表示

- ・写真（カラー写真に限る。）による表示。
- ・現物見本による表示。

ウ 表示の省略

自動販売機の外側から当該ハンバーガーの中身が見える又は包装に付された主な原材料名の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるハンバーガーにあつては、その表示を省略することができる。

③ 内容量

ア グラムの単位で単位を明記して表示すること。

〔例〕 〇〇g、〇〇g、〇〇グラム

イ 表示省略

自動販売機の外側から当該ハンバーガーの中身が見える又は包装に付された内容量の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるハンバーガーにあつては、その表示を省略することができる。

④ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）

消費期限とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると認められる期限をいう。

賞味期限（品質保持期限）とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。

ア 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）は、次のいずれかに準じて表示すること。

〔例〕消費期限又は賞味期限（品質保持期限）平成 14 年〇月〇日

消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 14. 〇. 〇

消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 2002. 〇. 〇

消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 02. 〇. 〇

イ 消費期限に加えて日時を表示する場合。

〔例〕消費期限 〇月〇日〇時

ウ 表示の省略

自動販売機の外側から当該ハンバーガーの包装に付された消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるハンバーガーにあっては、その表示を省略することができる。

⑤ 表示箇所

表示すべき事項は、自動販売機正面の見やすい箇所に、地色と対照的な色で表示すること。

この場所において、特定の人が利用する企業、学校等の厚生施設に設置された自動販売機により供給されるハンバーガーにあっては、その表示を省略することができる。

(4) すべての商品（上記(1)―(2)を含む）

① 自動販売機の管理者名、住所及び電話番号

自動販売機所有者若しくは、管理者が異なる場合には、利用者からの苦情等処理できる管理当事者を表示すること。

なお、食品自動販売機にあては、食品の衛生管理ができる者であること。

② 表示箇所

ア 自動販売機正面の見やすい箇所に、地色と対照的な色で表示すること。

イ 管理者名、住所及び電話番号の表示については、国が指導している統一ステッカーの使用を妨げないが、文字は鮮明に読める状態を確保すること。

③ 適用範囲

ア 特定の人が利用する企業、学校等厚生施設に設置された自動販売機及び管理者が常駐して管理している、自動販売機以外のすべての自動販売機。

イ 「管理者の常駐」とは、自動販売機設置店舗内に管理者が常駐していて利用者からの連絡に直ちに対応できる状態をいう。

2 施行年月日

昭和 52 年 4 月 19 日

平成 8 年 11 月 1 日 一部改正